

平成27年4月1日施行

改正パートタイム労働法、改正次世代育成支援対策推進法説明会のご案内

平成27年4月1日から改正パートタイム労働法、改正次世代育成支援対策推進法が施行されます。

本説明会では、改正の趣旨及び内容を解説し、併せて、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定に関する個別相談会も実施いたします。是非ご参加ください（内容は両会場とも同じ内容です。）。

甲府会場

日時：平成27年1月23日（金）
14:00～16:00

場所：甲府市総合市民会館
（甲府市青沼3-5-44）
3F 大会議室（定員 130名）

内容：第一部

・改正パートタイム労働法について

第二部

・改正次世代育成支援対策推進法及び認定
・一般事業主行動計画策定及び認定に係る
個別相談会

富士吉田会場

日時：平成27年2月5日（木）
13:00～15:00

場所：富士吉田市民会館
（富士吉田市緑ヶ丘2-5-23）
3F 会議室（定員80名）

内容：第一部

・改正パートタイム労働法について

第二部

・改正次世代育成支援対策推進法及び認定
・一般事業主行動計画策定及び認定に係る
個別相談会

対象 事業主、人事労務担当者 他

主催・説明 山梨労働局

申込先 山梨労働局雇用均等室 〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11

参加費 無料

※駐車場に限りがございますので、なるべく公共の交通機関をご利用ください。

下記事項について、FAXでお申し込みください。（事前にお申し込みください）

FAX 055-225-2787

※定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。（問合先 TEL055-225-2859）

----- 切り取らずにこのままFAXしてください。 -----

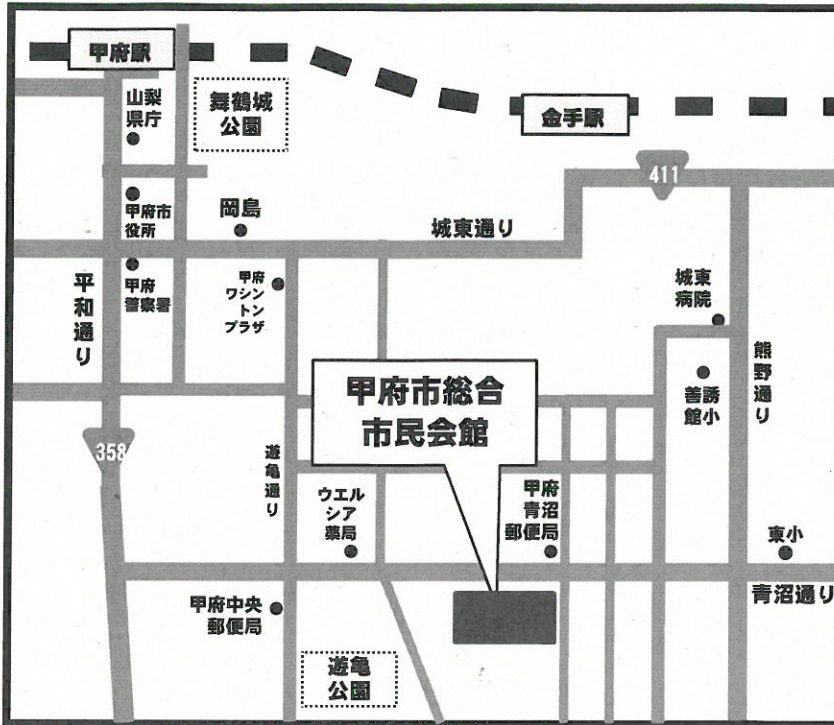
改正パートタイム労働法、改正次世代育成支援対策推進法説明会参加申込

甲府会場 ・ 富士吉田会場 （どちらかに○）

会社名		労働者数	人
参加者	部署 職名	氏名	
連絡先 〔所在地 TEL・FAX〕	〒	—	
	TEL	()	FAX ()

ご記入いただいた情報は、山梨労働局雇用均等室で安全に管理し、本説明会以外には使用しません。

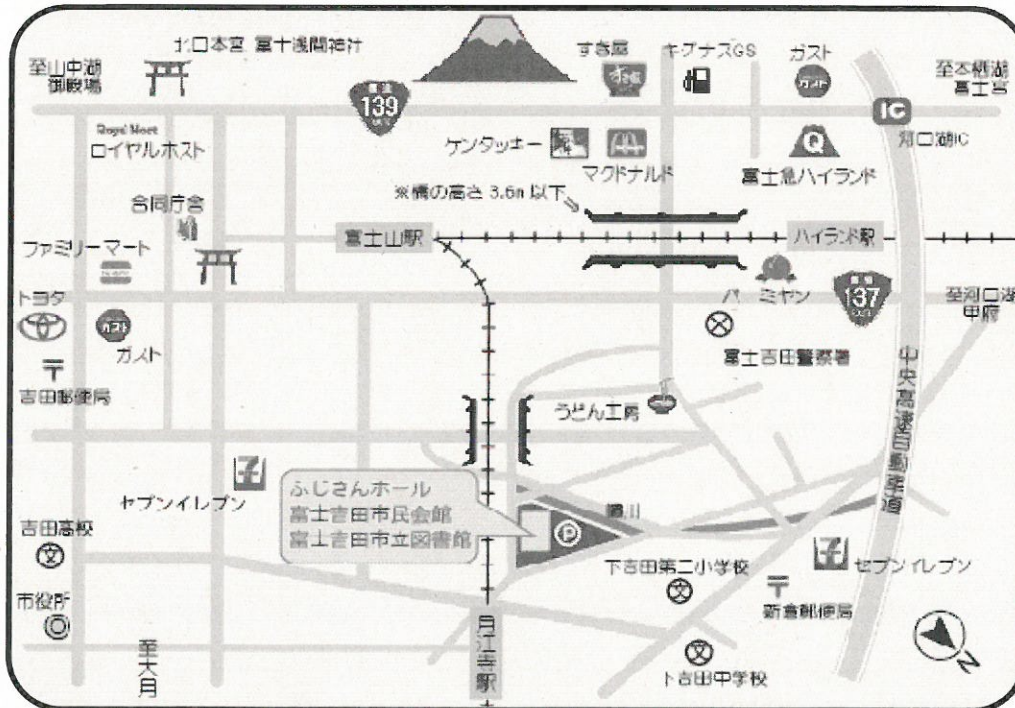
甲府会場(甲府市総合市民会館)



甲府市総合市民会館

〒400-0867 山梨県甲府市青沼3-5-44 TEL 055(231)1951

富士吉田会場(富士吉田市民会館)



富士吉田市民会館・ふじさんホール

〒403-0013 富士吉田市緑ヶ丘2-5-23(富士五湖文化センター) TEL 0555-23-3100

●中央道より

河口湖ICを富士吉田方面2つ目の信号を左折、4つ目の信号を右折して道なりに来て左側にあります。

●甲府・河口湖方面より

国道137号線を富士吉田方面に直進して、富士吉田警察署を過ぎ、1つ目の信号を左折、2つ目の信号を右折して道なりに来て左側にあります。

●御殿場・山中湖方面より

国道138号線から国道139号線を経由、富士吉田方面に直進して、マクドナルド信号を右折、4つ目の信号を右折して道なりに来て左側にあります。

●JR中央線大月駅より

富士急行線大月駅から河口湖駅行き乗車約42分 月江寺駅下車徒歩約3分